

重要事項説明書

記入年月日	令和7年2月1日
記入者名	吉田 恵一
所属・職名	事務主任

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)しゃかいふくしほうじん しみずふくしかい 社会福祉法人 清水福祉会		
主たる事務所の所在地	〒 535-0021 大阪府大阪市旭区清水三丁目15番23号		
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6957-8008 / 06-6957-8009	
	メールアドレス	sakouiyu.jimu@seisukai.net	
	ホームページアドレス	https:// www.seisukai.net/	
代表者（職名／氏名）	理事長 / 水野 智志		
設立年月日	平成 15年 3月 14日		
主な実施事業	※別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)とくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいごさーびすつきこうれいしゃむけじゅうたくさくら 特定施設入居者生活介護サービス付き高齢者向け住宅 さくら		
届出・登録の区分	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録		
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
所在地	〒 535-0022 大阪府大阪市旭区新森三丁目3番31号		
主な利用交通手段	京阪電車「森小路駅」より徒歩3分		
連絡先	電話番号	06-6958-7007	
	FAX番号	06-6952-7733	
	ホームページアドレス	https:// www.seisukai.net/	
管理者（職名／氏名）	事務主任 / 吉田 恵一		
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	平成 24年12月1日	/	平成 29年2月21日大阪（23）0015

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2773103581		
特定施設入居者生活介護 指定日	令和3年10月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2773103581		
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	令和3年10月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし					
	賃貸借契約の期間	平成	24年4月1日			～	平成	74年3月31日			
	面積	736.6 m ²									
建物	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新						
	賃貸借契約の期間	～									
	延床面積	1,435.5 m ² (うち有料老人ホーム部分				624.8 m ²)					
	竣工日	平成	24年10月31日			用途区分					
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：							
	構造	鉄骨造		その他の場合：							
	階数	5階		(地上		5階、地階		階)			
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性						適合している				
居室の 状況	総戸数	17戸		届出又は登録(指定)をした室数				17室 ()			
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)		
	介護居室個室	○	○	×	×	○	21.60m ²	2			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	20.44m ²	2			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	20.26m ²	2			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	22.26m ²	2			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	20.43m ²	1			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	20.8m ²	1			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	20.73m ²	1			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	20.78m ²	1			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	19.84m ²	1			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	21.52m ²	2			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	21.79m ²	1			
	介護居室個室	○	○	×	×	○	23.98m ²	1			
共用施設	共用トイレ	2ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ				2ヶ所			
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ				2ヶ所			
	共用浴室	個室	2ヶ所		ヶ所						
	共用浴室における介護浴槽	ヶ所		ヶ所						その他：	
	食堂	2ヶ所		面積	30.4 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		あり		
	機能訓練室	ヶ所		面積	m ²						
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)				1ヶ所					
	廊下	中廊下	1.25 m		片廊下	m					
	汚物処理室	1ヶ所									
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり		
	通報先	3階詰所			通報先から居室までの到着予定時間			1分			
その他											
消防用 設備等	消火器	あり	自動火災報知設備			あり	火災通報設備		あり		
	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定時期)								
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2回			

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		要支援・要介護状態の利用者に対し適切な介護を提供する。
サービスの提供内容に関する特色		入居者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	(株) 塩梅
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		<p>状況把握サービスの内容：特定施設入居者生活介護を実施。24時間職員が常駐し入居者の心身の状況、突然の病気を迅速かつ的確に把握し、必要な介護を行うとともに医療機関、家族等へ連絡を適切に行う。</p> <p>・生活相談サービスの内容：常勤の生活相談員により日常の生活相談全般の他、入居者の様子や状態に合わせ自立に向けた援助を行う。入居者の方がその人らしく豊かに生活できる方法を考え、家族・介護スタッフ・看護師・ケアマネージャー・行政と連携・協力しサポートする。</p> <p>週2回介護スタッフにて希望者の買い物同行を実施する。</p>
サ高住の場合、常駐する者		介護スタッフ
健康診断の定期検診	委託	医療法人 清水会 もりぐち清水会病院 / ミズノ胃腸科・内科・整形外科
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表）
虐待防止		<p>①虐待防止に関する責任者は、管理者となります。</p> <p>②従業員に対し、虐待防止研修を年2回実施いたします。</p> <p>③入居者及び家族等に対する苦情解決体制を整備しています。</p> <p>④虐待防止委員会を設置し、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っています。</p> <p>⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。</p>
身体的拘束		<p>①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況・精神状況に応じて、その方法、期間（最長1か月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1か月毎行う。）</p> <p>②経過観察及び記録する。</p> <p>③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。</p> <p>④身体拘束廃止委員会を毎月開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。</p>

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<p>①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という）を作成する。</p> <p>②入居者は計画作成担当者に対し、いつでも計画の内容を変更するよう申し出ることが出来る。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要のない時及び入居者の不利益となる場合を除き、入居者の希望に沿うように計画の変更を行う。</p> <p>③計画作成担当者は、計画原案を作成し、また変更した場合には入居者に対し、計画原案また、変更された計画内容を説明し、同意を得る。</p> <p>④計画作成担当者は、入居者が当該施設以外の提供するサービスを入居者が希望する場合には、希望を最大限尊重して計画を立案する。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。
	入浴の提供及び介助	利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うとともに、入浴の自立についても適切な援助を行います。週2回は入浴して頂きます。
	排泄介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	更衣介助	生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
	移動・移乗介助	あり 利用者の状況に応じて適切な移動・移乗介助を行うとともに、移動・移乗の自立についても適切な援助を行います。
	服薬介助	あり 利用者の状況に応じて適切な服薬介助を行うとともに、服薬の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の状況に応じて、食事、排泄、入浴、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力や個性に応じて、集団的・個別的訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	なし
その他	創作活動など	あり 利用者の趣味・趣向に応じて、選択の自由に基づき創作活動等の場を提供します。
	健康管理	看護職員により利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。また、外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
施設の利用に当たっての留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償して頂く場合があります。 ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。 ・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、他の入居者の居室等に立ち入らないでください。 ・所持金品は、自己責任で管理してください。 ・施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 ・施設内でのペットの飼育はお断りします。
その他運営に関する重要事項		<p>サービス向上のため、職員に対し、倫理・安全管理・感染管理・身体拘束・虐待防止・事故防止・褥瘡防止・認知症ケア・医療的ケア・ターミナルケア等の研修を実施している。感染症予防やまん延防止について、事業者は感染症の発生及びまん延防止等に関する取り組みの徹底を図るために、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組みます。</p> <p>ハラスメント対策（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）…男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、従業員に対するハラスメント指針の周知、啓発、従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備、その他ハラスメント防止のための措置を講ずるなど対策に取り組みます。</p> <p>業務継続計画（BCP）の策定等…感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。</p>
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		なし

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	あり	
	科学的介護推進体制加算	あり	
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	あり	
	生産性向上推進体制加算	あり	
	認知症専門ケア加算	なし	
	サービス提供体制強化加算	(I) イ	あり
	介護職員処遇改善加算	(I)	あり
	介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1 以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	医療法人 清水会 もりぐち清水会病院
	住所	大阪府守口市河原町3-1-2
	診療科目	内科、胃腸科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、脳神経外科、理学療法科
	協力内容	急変時の対応
		その他の場合：
	名称	
	住所	
	診療科目	
協力内容		
	その他の場合：	
協力歯科医療機関	名称	なかむら歯科医院
	住所	大阪府守口市大枝東13-14ラピスII
	協力内容	訪問診療
		その他の場合：

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合			
		その他の場合：	
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	変更の内容	
	便所の変更	変更の内容	
	浴室の変更	変更の内容	
	洗面所の変更	変更の内容	
	台所の変更	変更の内容	
	その他の変更	変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項			
契約の解除の内容	支払い義務違反・使用目的遵守義務違反・迷惑行為・反社会勢力		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書 第11条	
	解約予告期間	1ヶ月前	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月前		
体験入居	あり	内容	1泊食事付きにて¥5,000
入居定員	17人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1		1	相談員1名
生活相談員	1	1		1	
直接処遇職員	6	6	1	7	
介護職員	6	6	1	7	
看護職員	3		3	1.5	
機能訓練指導員	1	1		1	
計画作成担当者	1	1		1	
栄養士					
調理員					
事務員					
その他職員					
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護福祉士	5	5		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師	1	1	

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (22 時～ 7 時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	1 人	1 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.7 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				あり					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称		社会福祉主事・介護福祉士				
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1		3	1						
前年度1年間の退職者数	1		2							
就業した業務に従事した経験年数に応じた人数	1年未満									
	1年以上3年未満			1						
	3年以上5年未満									
	5年以上10年未満			2	1					
	10年以上	1								
備考										
従業者の健康診断の実施状況		あり								

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	あり	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり	
	内容： 家賃と施設整備費は日割りにて計算	
利用料金の改定	条件	介護報酬改定や税金・物価変動等により、改定する場合がある。
	手続き	双方協議の上改定を行う。

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン 1	プラン 2	
入居者の状況	要介護度	要介護3		
	年齢	65歳以上		
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室		
	床面積	20.26㎡		
	トイレ	あり		
	洗面	あり		
	浴室	なし		
	台所	なし		
	収納	あり		
入居時点で必要な費用				
月額費用の合計				
家賃		52,000円		
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用	(要介護3) 26,053円		
	介護保険外	食費	朝：390円 昼・夕：670円	
		共益費	39,200円（水光熱費含む）	
	施設整備費	13,000円		
備考	介護保険費用 1割から3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。			

(利用料金の算定根拠等)

家賃	近隣住宅の家賃の額と均衡を失わないよう、近傍同種の家賃単価を参考に設定	
敷金	家賃の	ヶ月分
	解約時の対応	
前払金		
食費	厨房維持費及び1日3食を提供するための費用	
共益費	共用部分の管理にかかる費用 ※水光熱費含む	
施設整備費	施設の維持管理・修繕費	
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料		

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	4人
	75歳以上85歳未満	3人
	85歳以上	10人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	0人
	要支援2	0人
	要介護1	2人
	要介護2	3人
	要介護3	5人
	要介護4	4人
	要介護5	3人
入居期間別	6か月未満	1人
	6か月以上1年未満	0人
	1年以上5年未満	11人
	5年以上10年未満	5人
	10年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		17人

(入居者の属性)

性別	男性	3人	女性	14人	
男女比率	男性	18%	女性	82%	
入居率	100%	平均年齢	86.1歳	平均介護度	3.1

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	1人
	死亡者	0人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	0人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		サービス付き高齢者向け住宅さくら
電話番号 / F A X		06-6958-7007 / 06-6952-7733
対応している時間	平日	9:00~17:00
	土曜	9:00~17:00
	日曜・祝日	9:00~17:00
定休日		なし
窓口の名称 (所在区介護保険担当)		大阪市旭区保健福祉センター
電話番号 / F A X		06-6957-9882 / 06-6952-3247
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土・日・祝・年末年始
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会介護保険室介護保険課
電話番号 / F A X		06-6949-5418
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土・日・祝・年末年始
窓口の名称 (大阪市有料老人ホーム指導担当)		大阪市福祉局高齢施策部介護保険課
電話番号 / F A X		06-6241-6310 / 06-6241-6608
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土・日・祝・年末年始
窓口の名称 (大阪市サービス付き高齢者向け住宅担当)		大阪都市整備局企画部安心居住課
電話番号 / F A X		06-6208-9648 / 06-6202-7064
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土・日・祝・年末年始
窓口の名称 (虐待の場合)		大阪市福祉局高齢施策部介護保険課
電話番号 / F A X		06-6241-6310 / 06-6241-6608
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土・日・祝・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険
	加入内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	誠意をもって、迅速に対応する。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	意見箱を各階に設置	
		実施日	常時設置	
		結果の開示	あり	
			開示の方法	館内掲示
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
開示の方法				

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 1 回
		構成員	入居者身元引受人及び管理者
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<p>・事業者及び従事者はサービス提供をする上で知り得た入居者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。</p> <p>・事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、入居者の個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、入居者の家族の個人情報を用いません。</p>		
緊急時等における対応方法	<p>事故や災害及び急病・負傷が発生した場合は、速やかに入居者のご家族及び市町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じる。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく）</p> <p>・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するかを適時確認しておく。</p> <p>・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても入居時に確認する。</p> <p>・関係行政庁へ報告が必要な事故報告書は速やかに報告する。</p> <p>・賠償すべき問題が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。</p>		
大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱等に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添 1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）

別添 2（入居者の個別選択によるサービス一覧表）

別添 3（介護保険自己負担額（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表））

別添 4（介護保険自己負担額（介護報酬額の自己負担基準表））

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

(入居者)

住 所

氏 名

様

(入居者代理人)

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

令和

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業者が運営する介護サービス事業一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	あり	さくら苑デイサービスセンター	大阪市旭区清水三丁目15番23号
		鶴見緑地苑デイサービスセンター	大阪府守口市菊水通三丁目16番2号
		城東さくら苑リハビリセンター	大阪市城東区今福西六丁目6番20号
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム旭さくら苑	大阪市旭区清水三丁目15番23号
		特別養護老人ホーム城東こすもす苑	大阪市城東区蒲生二丁目2番38号
		特別養護老人ホーム城東さくら苑	大阪市城東区今福西六丁目6番20号
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	ケアハウス鶴見緑地	守口市南寺方南通三丁目4番16号
		有料老人ホーム鶴見緑地	守口市南寺方東通一丁目1番31号
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	小規模多機能ホームさくら	大阪市旭区清水三丁目15番17号
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	旭さくら苑居宅介護支援センター	大阪市旭区清水三丁目15番23号
		城東さくら苑ケアプランセンター	大阪市城東区今福西六丁目6番20号
		鶴見緑地苑ケアプランセンター	大阪府守口市菊水通三丁目16番2号
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム旭さくら苑	大阪市旭区清水三丁目15番23号
		特別養護老人ホーム城東こすもす苑	大阪市城東区蒲生二丁目2番38号
		特別養護老人ホーム城東さくら苑	大阪市城東区今福西六丁目6番20号
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	有料老人ホーム鶴見緑地	守口市南寺方東通一丁目1番31号
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	小規模多機能ホームさくら	大阪市旭区清水三丁目15番17号
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	あり	旭さくら苑居宅介護支援センター	大阪市旭区清水三丁目15番23号
		城東さくら苑ケアプランセンター	大阪市城東区今福西六丁目6番20号
		鶴見緑地苑ケアプランセンター	大阪府守口市菊水通三丁目16番2号
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	あり	特別養護老人ホーム旭さくら苑	大阪市旭区清水三丁目15番23号
		特別養護老人ホーム城東こすもす苑	大阪市城東区蒲生二丁目2番38号
		特別養護老人ホーム鶴見緑地苑	大阪府守口市菊水通三丁目16番2号
		特別養護老人ホーム城東さくら苑	大阪市城東区今福西六丁目6番20号
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※(税抜)	
介護サービス	食事介助	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	なし		
	おむつ代	なし		
	入浴(一般浴) 介助・清拭	なし		
	特浴介助	なし		
	身辺介助(移動・着替え等)	なし		
	機能訓練	なし		
	通院介助	なし		
生活サービス	居室清掃	なし		
	リネン交換	なし		
	日常の洗濯	なし		
	居室配膳・下膳	なし		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	なし		
	理美容師による理美容サービス	なし		
	買い物代行	なし		
	役所手続代行	なし		
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	なし		
	健康相談	なし		
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	なし		
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし		
入退院のサービス	移送サービス	なし		
	入退院時の同行	なし		
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価

2級地 10.72円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考		
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額			
要支援1	183	1,961	197	58,852	5,886			
要支援2	313	3,355	336	100,660	10,066			
要介護1	542	5,810	581	174,307	17,431			
要介護2	609	6,528	653	195,854	19,586			
要介護3	679	7,278	728	218,366	21,837			
要介護4	744	7,975	798	239,270	23,927			
要介護5	813	8,715	872	261,460	26,146			
加算費用		算定の有無等	単位数	1日あたり (円)		30日あたり (円)		算定回数等
				利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
個別機能訓練加算	あり	12	128	13	3,859	386		
特定施設協力医療機関連携体制加算	あり	100					1月につき	
医療機関連携加算	なし							
看取り介護加算	なし							
認知症専門ケア加算	なし							
サービス提供体制強化加算	(I) イ	22	235	24	7,075	708		
介護職員処遇改善加算	(I)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) ×6.1%					1月につき	
介護職員特定処遇改善加算	(I)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数(処遇改善加算を除く) ×1.8%					1月につき	
入居継続支援加算	なし							
生活機能向上連携加算	なし							
若年性認知症入居者受入加算	なし							
特定施設生産性向上推進体制加算Ⅱ	あり	10					1月につき	
特定施設感染対策向上加算Ⅱ	あり	5					1月につき	
退院・退所時連携加算	あり	30	321	33	9,648	965		
科学的介護推進体制加算	あり	40						

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・個別機能訓練加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
（理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）
 - ※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上昨日訓練指導に従事した経験を有するものに限る。

(加算の概要つづき)

- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。
- ・看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。
- ・入居継続支援加算
 - ・社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
 - ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること
 - ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと
- ・生活機能向上連携加算
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして大阪市に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- 若年性認知症入居者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして大阪市に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合。

- 口腔衛生管理体制加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対す口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

- 栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大阪市長に届け出ている場合。

- 退院・退所時連携加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額: 級地(地域加算10.72%))

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割又は2割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)
要支援1	183単位/日	58,853円	5,885円	11,771円
要支援2	313単位/日	100,661円	10,066円	20,132円
要介護1	542単位/日	174,307円	17,431円	34,861円
要介護2	609単位/日	195,854円	19,584円	39,171円
要介護3	679単位/日	218,366円	21,834円	43,673円
要介護4	744単位/日	239,270円	23,923円	47,854円
要介護5	813単位/日	261,461円	26,147円	52,292円
個別機能訓練加算	12単位/日	3,859円	386円	772円
夜間看護体制加算				
特定施設協力医療機関連 携加算Ⅰ	100単位/月			
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以 下)				
看取り介護加算 (死亡日以前2日又は3日)				
看取り介護加算 (死亡日)				
看取り介護加算 (看取り介護一人当たり)				
認知症専門ケア加算(Ⅰ)				
認知症専門ケア加算(Ⅱ)				
サービス提供体制強化加 算(Ⅰ)イ	22単位/月	7,075円	707円	1415円
サービス提供体制強化加 算(Ⅰ)ロ				
サービス提供体制強化加 算(Ⅱ)				
サービス提供体制強化加 算(Ⅲ)				
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅴ)	(Ⅰ)	(介護予防)特定施設入居者生活介護+加算単位数)×6.1%		
介護職員特定処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅱ)	(Ⅰ)	(介護予防)特定施設入居者生活介護+現行加算を除く加算単位数加算単位数)×1.8%		
入居継続支援加算				
生活機能向上連携加算				
若年性認知症入居受入加 算				
特定施設生産性向上推進 体制加算Ⅱ	10単位/月			
特定施設高齢者等感染対 策向上加算Ⅱ	5単位/月			
退院・退所時連携加算	30単位/日	9648円	964円	1930円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	429円	43円	86円

・1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
		58,853円	100,661円	174,307円	195,854円	218,366円	239,270円	261,461円
自己負担	(1割の場合)	5,855円	10,066円	17,431円	19,584円	21,834円	23,923円	26,147円
	(2割の場合)	11,711円	20,132円	34,861円	39,171円	43,673円	47,854円	52,292円

・本表は、1ヶ月30日を算定の場合の例です。